

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出について

1 趣 旨

介護保険法の規定により、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し京都市等への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられています。

2 内 容

事業規模に応じた業務管理体制の整備に係る届出等

介護サービス事業者（法人）				届出先区分			届出先	届出様式																		
事業規模に応じた業務管理体制の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整備内容</th> <th colspan="3">事業所等数</th> </tr> <tr> <th>20未満</th> <th>20以上 100未満</th> <th>100以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①法令順守責任者の選任</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②法令順守規程の整備</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③内部監査規程の整備・定期的実施</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				整備内容	事業所等数			20未満	20以上 100未満	100以上	①法令順守責任者の選任	○	○	○	②法令順守規程の整備	×	○	○	③内部監査規程の整備・定期的実施	×	×	○	届出	(1)全ての事業所等が京都市内のみに所在する事業者	京都市 <small>(介護ケア推進課)</small>	(京都市の) 第1号様式
					整備内容	事業所等数																				
20未満	20以上 100未満	100以上																								
①法令順守責任者の選任	○	○	○																							
②法令順守規程の整備	×	○	○																							
③内部監査規程の整備・定期的実施	×	×	○																							
(2)全ての事業所等が京都府内のみに所在する事業者 (（1）の事業者を除く。)	京都府	京都府へご確認ください																								
				事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省	(国の) 第1号様式																				
							(3)事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者																			
				(4)上記以外の事業者	主たる事務所が所在する都道府県	各都道府県の様式																				

※ 事業所等＝事業所又は施設

3 届出方法（全ての事業所が京都市内に所在する場合）

令和5年3月28日から届出方法が**電子申請**になりました。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下「届出システム」という。）にログインし、届出を行ってください。

※ 業務管理体制の整備に係る届出は、郵送等により提出いたしておりましたが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において届出システムが構築され、電子申請等による届出が可能になりました。

詳細については、次のホームページを御確認ください。

【ホームページ【その他】介護サービス事業者の業務管理体制の整備について】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000310208.html>

（「京都市」「介護」「業務管理体制」でキーワード検索ができます。）

4 その他

(1) 届出に必要な「事業者（法人）番号」は、本市ホームページで御確認ください（事業所番号とは異なります。）。

(2) 届出先が京都府の場合は、京都府ホームページ（業務管理体制の整備に関する届出について）を御覧ください。

アドレス：<https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/k-gyoumukanritaisei.html>

(3) 本制度の詳細については、以下の厚生労働省ホームページを御参照願います。

アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>

※ 事業所等の数え方について

整備すべき業務管理体制は、介護サービス事業者が運営する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点について御注意願います。

- ◇ 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
（同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。）
- ◇ 例えば、『厚労園訪問看護ステーション』という事業所が、「訪問看護」「介護予防訪問看護」の指定を併せて受けている場合は、その事業所数は「2」と数えます。
- ◇ その場合、「事業所名称」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。
- ◇ 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。
- ◇ 総合事業の訪問型サービス・通所型サービスは、事業所等の数から除いてください。
- ◇ その他、事業所等の数え方に関連して問い合わせの多い内容について掲載いたしますので、参考にしてください。

質 問	回 答
休止中の事業所等については含まれるか。	休止中の事業所等も数に含める。
事業所等の数に含めない「みなし事業所」とは何をさすのか。	「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険の指定があったとみなされている事業所をさすものである。（介護保険法第71条第1項、第115条の11を参照）
法人Aが運営する地域包括支援センターでは介護予防支援業務の一部について、法人Bが運営する居宅介護支援事業所に委託している。 この場合、法人Aの事業所として委託先である法人Bが運営する居宅介護支援事業所もカウントする必要があるか。 また、法人Bは当該居宅介護支援事業所について、介護予防支援業務の委託を受けていることをもって介護予防支援事業所としてカウントする必要があるのか。	いずれの場合もカウントする必要はない。
届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日を記載するのか。それとも更新していれば更新年月日を記載するのか。	当初の指定年月日を記載する。